

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成20年12月22日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：30件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	原子炉格納容器内局所空調機用給気ダクトのサポート溶接部に損傷が認められたため、当該サポートを点検・修理	D	
2	2号機	タービン建屋換気空調系冷却装置用冷水ポンプ（B）入口弁のグラント部より水のリークが認められたため、当該部を点検・修理	D	
3	3号機	原子炉再循環系電動機－発電機セット室局所空調機（9）の軸受部より異音の発生が認められたため、当該部を点検・修理	D	
4	3号機	新廃棄物地下貯蔵設備の廃スラッジ貯蔵タンクレベル記録計に指示値不良が認められたため、当該レベル記録装置を点検・修理	D	
5	3号機	給水復水系酸素注入装置への供給用酸素ガスポンベ（B系）出口弁（3台）のグラント部に酸素ガスのリーク（カニ泡程度）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
6	3号機	タービン建屋相分離母線冷却装置の南西側床面に配管貫通孔（2箇所）が、配管の撤去後も塞がれずに残っているため、当該部を点検・修理	対象外	
7	4号機	原子炉建屋地階トーラス室排水サンプ（B）用排水移送ポンプ（A）の点検において、交換用に新規購入したシャフトの寸法測定値が、要求仕様を満足していないため、対応検討	C	
8	4号機	タービン建屋換気空調系外気処理装置（北側）の所内蒸気凝縮水戻り配管のドレントラップに動作不良が認められたため、当該トラップを点検・修理	D	
9	4号機	廃棄物処理建屋空調機の給気温度スイッチに動作不良が認められたため、当該温度スイッチを点検・修理	D	
10	4号機	タービン建屋大物搬入口の防護扉開閉表示用ランプカバーの取付け部に腐食が認められたため、当該部を点検・修理	D	
11	4号機	主変圧器南側の屋外消火系環状消火栓用連絡弁に腐食が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
12	4号機	屋外消火系配管敷設用トレンチ（復水貯蔵タンク西側）の蓋に腐食が認められたため、当該蓋を点検・修理	D	
13	4号機	原子炉建屋大物搬入口の南側屋上用雨水排水配管のサポート部に腐食が認められたため、当該部を点検・修理	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
14	4号機	原子炉建屋残留熱除去系（B）ポンプ室照明用分電盤の扉に鍵穴カバーの外れが認められたため、当該カバーを取付	D	
15	4号機	廃棄物処理建屋大物搬入口の接地線接続用端子台に破損が認められたため、当該端子台を交換	D	
16	4号機	制御棒駆動水圧系駆動水ポンプ（A、B）に銘板固定用ビスの外れが認められたため、当該ビスを取付	D	
17	5号機	非常用ディーゼル発電機用補機冷却海水ポンプ（B）の出口圧カスイッチ用の電線管に腐食が認められたため、当該電線管を点検・修理	D	
18	5号機	ほう酸水注入系ポンプ（A、B）の変速ギヤ部の油飛散防止用フィルタに油の詰まりが認められたため、当該フィルタを点検・清掃	D	
19	5号機	ほう酸水注入系ポンプ室暖房用加熱蒸気入口弁のグランド部より水のリーク（1滴／2分程度）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
20	5号機	原子炉格納容器除湿器膨張タンクの「レベル低」警報用レベルスイッチに動作不良が認められたため、当該レベルスイッチを点検・修理	D	
21	5号機	コントロール建屋計算機室用空調機のVベルトに緩みが認められたため、当該ベルトを点検・修理	D	
22	5号機	タービン建屋床ドレンサンプポンプ（A）のグランド部に水のリーク（指1本程度）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
23	6号機	タービン建屋換気空調系主給気ファン用ダンパ点検において、当該ダンパの操作器連結部の部品に折損が認められたため、当該部品を交換	D	
24	6号機	残留熱除去系ポンプ（C）駆動用電動機の軸受冷却用水量計下部の閉止プラグより水のリーク（1滴／10秒程度）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
25	6号機	所内ボイラ（B）のレベル計（ガラス製）内部に汚れが認められたため、当該レベル計を点検・清掃	対象外	
26	6号機	制御棒駆動水圧系ポンプ出口フィルタ（B）の入口弁に閉動作不良が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
27	6号機	主復水器細管洗浄装置ボール循環ポンプ（C1）の洗浄のための逆回転時、ポンプ内部より異音の発生が認められたため、当該ポンプを点検・修理	D	
28	集中環境施設	濃縮廃液乾燥固化系造粒機（B）のロール式電力量記録計に記録用紙送り不良が認められたため、当該記録計を点検・修理	D	
29	集中環境施設	監視用モニタ（中央操作室制御盤設置）の画面コピー装置に印字不良及びコピー用紙送り不良が認められたため、当該装置を点検・修理	D	
30	集中環境施設	床ドレン系再生廃液濃縮器（A）用加熱蒸気流量調整弁に開動作不良が認められたため、当該弁を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- As : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで